

府中市総合教育会議設置要綱

(設置目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、府中市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

3 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第4条 市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(公開)

第5条 会議は公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議において非公開とする決定をしたときは、この限りでない。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認める場合
- (2) 会議の公正又は円滑な運営に支障があると認める場合
- (3) その他公益上必要があると認める場合

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合は、公表しないことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部人事秘書課において処理する。ただし、会議の開催等事務を教育委員会に委任する場合は、教育委員会総務課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。